

宮医発第 979 号  
令和 3 年 8 月 30 日

郡市医師会長 殿

公益社団法人 宮城県医師会  
会長 佐藤 和宏  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養者に対するかかりつけ医の  
関与について

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種、発熱外来などでは、会員の先生方にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、8月25日にTV会議で開催されました令和3年度第3回郡市医師会長会議におきまして、上記についてご討議いただきました。その後保健所や宮城県保健福祉部医療政策課と相談しましたところ、当面はまず以下の対応をかかりつけ医の先生方にお願ひできれば幸いであるとの返事を得ました。その理由などについても付記して以下記します。

1. 自宅療養、自宅待機の患者さんに対して、患者さんの希望がある場合は電話での診察を行い、必要があれば薬の処方をお願いしたい。保健所で健康管理をしても、薬の処方はできずに苦慮している。
2. 今後、保健所が行っている1日1回の症状の聞き取りなどをお願いすることもあるかもしれないが、当面は以上の対応をお願いしたい。

8月25日の会議では情報不足で大変申し訳ございませんでしたが、各地域の保健所とご相談の上、必要事項をご確認いただければ幸いです。

補足ですが、1の事項を実際に行う場合には、郡市医師会で原則として、かかりつけ医はコロナ患者さんの求めに応じて電話診察を行い、必要な場合は処方箋を発行することを決めていただきたいと思います。なお、その後薬局は患者さんと連絡を取って、自宅へ薬を持参するか郵送などの方法で送ることになります。かかりつけ医が電話診察も行わないという場合には、応じてくれる医療機関のリストを作成してもらおうと、保健所としては助かるとのことでした（各郡市医師会でご相談ください）。

コロナ患者の診断確定後の診療報酬は公費になります。電話初診は、2,140 円、電話再診は 730 円、それに 8 月 16 日の通知「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 54）」で初診再診時に「二類感染症患者入院診療加算（250 点）」を 1 日 1 回算定できることになりました。従って初診は、4,640 円に、再診は 3,230 円になります。処方箋を発行した時には別途算定できます（68 点）。従って、初診で処方箋発行時は、5,320 円になります。

各地の保健所から、更なる協力を求められた場合は、各地域の状況に応じて、可能な範囲でのご協力をよろしくお願い申し上げます。

今回は、情報の整理不足のため、ご迷惑をお掛けいたしました。ただ、文書での発出の前に、郡市医師会長会議で様々なご意見を頂戴したことは、有意義であったと感じております。今後ともよろしくお願い致します。

担当：宮城県医師会事務局 総務課

TEL：022-227-1591

FAX：022-266-1480